

**農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号）
の一部を改正する件の概要**

農林中央金庫のリース子会社について、「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第九号）の一部を改正する件」に準じた改正を行う。